

## 小樽市

指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者  
指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者

## 指定更新申請の手続等について

## 1 指定更新について

## (1) 概要

平成18年4月施行の介護保険法の改正により、サービスの質の確保・向上を目的とした指定の更新制が導入され、介護サービス事業者は、6年ごとに指定の更新を受けなければ有効期間満了により指定の効力を失うことになり、介護報酬の請求をすることができなくなります。

指定の更新を受けるに当たり、人員・設備・運営などの指定基準を満たしていない場合や、申請法人やその役員等が過去に指定取消し処分を受けた場合など、法律上の欠格事由に該当するときは、指定更新を受けることができません。

## (2) 指定の有効期間について

指定の有効期間は、原則、指定日から6年となります。

## 2 提出書類

別紙1「小樽市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（指定・更新）申請に必要な書類一覧」を確認してください。

## 3 提出方法

郵送又は直接持参願います。

なお、郵送による場合は簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡が可能な方法とし、封筒表面に「指定更新申請書在中」と朱書きしてください。

## 4 提出部数

申請書、添付書類を1部提出してください。（正本1部）

※フラットファイルに綴って提出してください。（8 更新申請書書類の作成方法 参照）

## 5 提出先

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

小樽市福祉保険部介護保険課 事業所指導グループ 行

電 話 0134(32)4111(内線484) F A X 0134(27)6711

## 6 指定更新申請書提出後の変更について

更新申請後から指定の有効期間満了日までの間に変更届出事項が生じた場合は、変更届を提出してください。(更新申請書の差し替えは行いません。)

## 7 指定更新手続のスケジュール(都合により変更する場合がありますので御了承願います)

1 指定更新申請の通知及び 実地検査	指定更新について通知します。 指定更新のための実地検査は別途実施します。
2 指定更新申請書提出	<u>指定更新申請の通知に記載している日までに提出 してください。</u>
3 審査	書類・実地検査結果に基づき指定の更新が妥当か判断します。
4 小樽市地域密着型サービス 運営委員会 (指定地域密着型(介護予防)サービス 事業者のみ該当)	更新についての審議を行います。審議の結果、意見を付して指定に係る通知を行うことがあります。
5 結果通知書の発送	審査の結果、事務手続きを経て、指定更新に必要な要件を満たしている場合は「通知書」を交付します。

## 8 指定更新申請書書類の作成方法

申請書及び関係書類は、申請日現在で作成してください。

必要書類は、別紙1「小樽市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(指定・更新)申請に必要な書類一覧」を確認してください。

別紙1の書類番号に沿って、「指定更新申請書」、「付表」、「添付書類」等の順に一括して見出しを付け、フラットファイルに綴ってください(正本)。

**フラットファイル規格 A4版(A4-S) 2穴**

## 9 その他

### ◆指定地域密着型(介護予防)サービス事業者について

地域密着型サービスへ移行する前から利用している他市町村の利用者がいる場合は、当該他市町村に対しても指定更新申請が必要です。

他市町村の指定更新の時期、手続等については、当該市町村にお問合せください。